

## 株式交付に関する事前開示書類

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に規定する書類)

2021 年 12 月 28 日

トレンダーズ株式会社

2021年12月28日

## 株式交付に関する事前開示書類

東京都渋谷区東3丁目16番3号  
トレンダーズ株式会社  
代表取締役 岡本 伊久男

トレンダーズ株式会社（以下、「当社」という。）は、2021年12月24日付で作成した株式交付計画書に基づき、2022年2月7日を効力発生日として、株式会社クレマン斯拉ボラトリー（以下、「クレマン斯拉ボラトリー」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下、「本株式交付」という。）を行うことを決定した。

本株式交付に関する会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事前開示事項は、次の通りである。

### 記

1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙1の通り

2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由（会社法第816条の2第1項、会社法施行規則第213条の2第1号）

当社が取得したクレマン斯拉ボラトリーの履歴事項全部証明書によると、同社の発行済株式総数は20株である。また、株式交付計画において当社が譲り受けるクレマン斯拉ボラトリーの株式の下限は20株と定めており、これはクレマン斯拉ボラトリーの全発行株式にあたる。当社が下限の株式を譲り受けた場合、本株式交付が効力を生じる日において、クレマン斯拉ボラトリーの議決権の100%を占めることとなる。

以上のことから、当社は本株式交付に際して譲り受けるクレマン斯拉ボラトリーの株式の下限を20株とする定めは、会社法第774条の3第2項に定める要件を満たすと判断する。

3. 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第816条の2第1項、会社法施行規則第213条の2第2号）

別紙2の通り

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 7 号に掲げる事項を定めたときは、同項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号）

該当事項なし

5. 当社が知っているクレマン斯拉ボラトリーについての次に掲げる事項（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号）

- ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 の通り

- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項なし

- ③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項なし

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

該当事項なし

7. 株式交付について異議を述べることができる債権者がいる場合、株式交付の効力発生日後における株式交付親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る）の履行の見込みに関する事項（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

当社の、2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 3,624 百万円、負債の額は 1,298 百万円で、資産の額が負債の額を上回っている。また、本株式交付の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本株式交付後も当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれている。なお、本株式交付後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態についても現在のところ認識されていない。以上のことから、当社は本株式交付の効力発生日以後、当社の債務について履行の見込みがあるものと判断する。

以上

(別紙1)

## 株式交付計画書

トレンダーズ株式会社（以下、「当社」という。）は、第1条に定める株式会社を当社の子会社とするために株式交付（以下、「本株式交付」という。）を行うこととし、以下のとおり株式交付計画書（以下、「本計画」という。）を定める。

### 第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

本株式交付にかかる株式交付子会社（以下、「本株式交付子会社」という。）の商号及び住所は次のとおりとする。

商号：株式会社クレマン斯拉ボラトリー

住所：東京都中央区銀座六丁目14番8号銀座石井ビル4F

### 第2条（譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

当社が本株式交付に際して譲り受ける本株式交付子会社の普通株式の数の下限は20株とする。

### 第3条（対価として交付する株式交付親会社の株式の数）

1. 当社は、本株式交付に際して、本株式交付子会社の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、当社の普通株式を1万株交付する。

2. 当社は、本株式交付に際して、本株式交付子会社の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する普通株式1株につき、当社の普通株式500株を割り当てる。

### 第4条（対価として交付する金銭の割り当て）

1. 当社は、本株式交付に際して、前条の当社の株式に加えて、本株式交付子会社の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、2,165万円の金銭を交付する。

2. 当社は、本株式交付に際して、本株式交付子会社の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する普通株式1株につき、108万2,500円の金銭を割り当てる。

### 第5条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

当社は、本株式交付に際して、その資本金及び準備金の額を増加しない。

### 第6条（申込期日）

本株式交付子会社の普通株式の譲渡しの申込みの期日は、2022年2月1日とする。

#### 第7条（効力発生日）

本株式交付がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2022年2月7日とする。ただし、当社は、効力発生日を変更することができ、変更後の効力発生日は変更前の効力発生日から3ヶ月以内の日でなければならない。

#### 第8条（簡易株式交付）

当社は、会社法第816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、当社は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。

#### 第9条（本株式交付の中止等）

本計画作成から効力発生日（第7条に基づき変更した場合には、変更後の効力発生日をいう。以下同じ。）までの間に、天災地変その他の事由により、①当社若しくは本株式交付子会社の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき、又は、②本株式交付の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じたときは、当社は、本株式交付の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式交付を中止することができる。

#### 第10条（本計画の効力）

本計画は、効力発生日までに、①本株式交付子会社の株主から当社への本計画による本株式交付子会社の普通株式の譲渡について、本株式交付子会社の株主総会の承認が得られないとき、又は、②当社の株主総会の承認が必要な場合にその承認が得られなかったときには、その効力を失う。

#### 第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本株式交付に関して必要な事項は、本計画の趣旨に従って決定する。

2021年12月24日

東京都渋谷区東三丁目16番3号  
トレンダーズ株式会社  
代表取締役 岡本 伊久男

(別紙2)

## 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交付に際して、会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断した。

### 1. 本株式交付に係る割当ての内容

取得する株式数の下限	20 株
1 株あたりに割り当てられる対価の算定方法	1 株当たりの現金対価：1,082,500 円 現金対価の総額：21,650,000 円 1 株当たりの株式対価：当社株式 500 株 交付する当社株式数：普通株式 10,000 株 株式対価の総額：8,350,000 円

(注) 本株式交付は自己株式を用いて行うため、新株発行を伴うものではない。

### 2. 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

#### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に係る割当ての内容を決定するにあたり、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びクレマン斯拉ボラトリーから独立した第三者算定機関である株式会社 WARC (以下「WARC」) に、クレマン斯拉ボラトリーの株式価値の算定を依頼した。

その算定結果を参考に、クレマン斯拉ボラトリーの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に踏まえて、現金対価及び株式対価について慎重に協議を重ねた結果、当社の株式価値は市場株価法により算定していること、及び、クレマン斯拉ボラトリーの株式価値については WARC による算定結果のレンジ内にあることから、上記 1 記載の内容は妥当であるとの判断に至った。

#### (2) 算定に関する事項

##### ① 算定機関の名称及び相手会社との関係

WARC は、当社及びクレマン斯拉ボラトリーの関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有していない。

##### ② 算定の概要

当社は、本株式交付に係る割当ての内容を決定するにあたり、当社の株式価値については、当社が上場企業であることを勘案し、市場株価法により、1 株当たり 835 円 (注 1) とした。

クレマン斯拉ボラトリーの株式価値については、非上場会社であることを勘案し、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）により算定を実施した。当該算定によると、クレマン斯拉ボラトリーの1株当たりの価格レンジは1,490,457円～2,060,920円である。

DCF法においては、クレマン斯拉ボラトリーから提供を受けた2022年1月期から2024年3月期までの事業計画に基づき、同社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、同社の株式価値を算定している。また、計画期間以降の継続価値については、永続成長率法を採用し、永続成長率は、GDP成長予測値（注2）を参照して1.0%としている。割引率については、加重平均資本コストを採用し、15.00～19.00%を用いている。

（注1）当社及び本株式交付子会社の普通株式の譲渡人が、最終的な対価の検討に際して参照した期間（2021年11月18日～12月17日）における、各取引日の終値の単純平均値

（注2）出典：International Monetary Fund「Inflation rate, average consumer prices」

### 3. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

上記1のとおり、当社が本株式交付により交付する当社普通株式には自己株式を用いるため、新株の発行は予定しておらず、本株式交付による当社の資本金及び準備金の額の変動はない。

以上

# 決 算 報 告 書

第 2 期

自 令和02年02月01日

至 令和03年01月31日

株式会社クレマン斯拉ボラトリー

貸借対照表

令和03年01月31日 現在

株式会社クレマン斯拉ボラトリー

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	4,406,513	【流動負債】	3,432,516
現金及び預金	4,036,518	買掛金	54,670
売掛金	287,621	未払金	2,642,997
貸倒引当金	△ 2,876	預り金	3,600
前払金	85,250	未払法人税等	100,500
		役員借入金	630,749
		負債の部合計	3,432,516
		純資産の部	
		科目	金額
		【株主資本】	973,997
		資本金	1,000,000
		利益剰余金	△ 26,003
		その他利益剰余金	△ 26,003
		繰越利益剰余金	△ 26,003
		(うち当期純利益)	717,512
		純資産の部合計	973,997
資産の部合計	4,406,513	負債・純資産の部合計	4,406,513

## 損益計算書

自 令和02年02月01日

至 令和03年01月31日

株式会社クレマン斯拉ボラトリー

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	5,383,793	5,383,793
【売上原価】		
仕入高	410,190	
業務委託費	165,000	
合計	575,190	
売上総利益		4,808,603
【販売費及び一般管理費】		5,990,606
営業損失		△1,182,003
【営業外収益】		
受取利息	17	
雑収入	2,000,000	2,000,017
【営業外費用】		
経常利益		818,014
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		818,014
法人税等		100,502
当期純利益		717,512

## 販売費及び一般管理費内訳書

自 令和02年02月01日

至 令和03年01月31日

株式会社クレマン斯拉ボラトリー

(単位：円)

科目	金額	
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	1,188,000	
荷造運賃	38,192	
通信費	63,773	
備品・消耗品費	161,007	
地代家賃	1,887,600	
租税公課	112,800	
支払手数料	2,021,896	
支払報酬	493,900	
貸倒引当金繰入額	1,438	
諸会費	22,000	
販売費及び一般管理費合計		5,990,606

# 株主資本等変動計算書

自 令和02年02月01日  
至 令和03年01月31日

株式会社クレマン斯拉ボラトリー

(単位：円)

株主資本			
資本金	当期首残高		1,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>1,000,000</u>
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		-743,515
	当期変動額	当期純利益	<u>717,512</u>
	当期末残高		<u>-26,003</u>
株主資本合計			
	当期首残高		256,485
	当期変動額		<u>717,512</u>
	当期末残高		<u>973,997</u>
純資産の部合計			
	当期首残高		256,485
	当期変動額		<u>717,512</u>
	当期末残高		<u>973,997</u>

## 個別注記表

自 令和02年02月01日

至 令和03年01月31日

株式会社クレマン斯拉ボラトリー

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率（1000分の6）により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数                      20株

以上